（登録生存講習事務規程の記載事項）

第五十七条の八　法第八十三条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　生存講習の受講の申請に関する事項

二　生存講習の日程、公示の方法その他実施の方法に関する事項

三　生存講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　法第八十三条の六第二項に規定する生存講習の課程を修了した旨の証明書（次条第一項第三号において「生存講習修了証明書」という。）の交付及び再交付に関する事項

五　生存講習管理者の氏名及び履歴

六　生存講習事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

八　生存講習事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受講者の処分に関する事項

十　その他生存講習事務の実施に関し必要な事項

（新設）

（帳簿の記載等）

第五十七条の九　登録生存講習機関は、法第八十三条の八の帳簿並びに生存講習の受講申請書及びその添付書類又は生存講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、生存講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

2　法第八十三条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　生存講習の料金の収納に関する事項

二　生存講習の受講の申請の受理に関する事項

三　生存講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他生存講習の実施状況に関する事項

（新設）

（帳簿等の提出）

第五十七条の十　登録生存講習機関は、法第八十三条の十二の規定により生存講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合は、遅滞なく、法第八十三条の八の帳簿並びに生存講習の受講申請書及びその添付書類又は生存講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（財務諸表等の表示の方法）

第五十七条の十一　法第八十三条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（新設）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第五十七条の十二　法第八十三条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録生存講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（新設）